

練馬区立光が丘第三中学校 いじめ防止基本方針

1. 本校の基本姿勢

いじめは、決して許されない行為である。しかし、どの学校、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る可能性がある。学校・家庭・地域が一体となり、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならないものである。

2. 対策方針の基本的な考え方

いじめ問題の特質を十分認識し、常に「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。いじめが発見された場合は「早期対応」に的確に取り組んでいく。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめ早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3. 本校の取り組み

(1) いじめ防止のための組織

いじめの防止・いじめの早期発見及び対応などに関する措置を実効的に、かつ組織的に行うため、下記構成員からなる常設の委員会を設置する。

校長・副校長・生活指導主任・学校いじめ対策推進委員・特別支援コーディネーター・生活指導部各学年代表・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員

(2) いじめの未然防止

いじめ問題においては、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も効果的である。

そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない環境づくり」に取り組むことが大切である。

○ 具体的な取り組み

- ① わかる授業づくり
 - ・公開授業、研究授業の実施
 - ・授業参観の実施
 - ・授業アンケートの実施
 - ・教科教育研修の実施、参加
- ② 豊かな心の育成
 - ・道徳教育や人権教育の充実
 - ・特別活動の充実
- ③ 生徒会活動の充実
 - ・ふれあい月間やいじめ撲滅キャンペーンを通じた取り組み、挨拶運動の活発化

- ・朝礼時のいじめ防止に関する呼びかけやポスターづくり
 - ・生徒同士で話し合っ「SNS 学校ルール」を作成し、毎年、生徒総会で確認する
- ④ 情報モラル教育の推進
- ・情報モラル講習会の開催（外部から講師を招いて講演）
 - ・セーフティ教室の開催（警察と情報モラル関係の講師を招いて講演）

（3）いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

○ 具体的な取り組み

① 校内体制の充実

- ・生活指導部会や特別支援教育推進委員会を活用して、生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に支援できる校内体制を整える。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との協力体制を整備する。

② アンケートの実施

- ・「ふれあい月間」を含めて、「光三中安心できる学校生活のためのアンケート」を定期的の実施し、生徒の悩みや心配事など心の状態を把握する。

③ DVD 教材「自分を大切にしよう」「私たちの選択肢」の活用

- ・身近にいる信頼できる大人に SOS を出すことの大切さを啓発する。（在学中に 1 回以上）

④ 相談体制の充実

- ・相談しやすい環境を整えるために、教師と生徒の温かい人間関係づくりや保護者との信頼感関係づくりに努める。
- ・学校便りや教育相談便りなどで、いじめ相談窓口について周知する。
- ・各学年の学級委員会で情報収集に努める。
- ・三者面談や個別面談を年間に位置付け設定する。

⑤ 家庭との連携

- ・家庭において生徒のささいな変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう、日頃から保護者との連携を深めておく。
- ・学級通信や学年通信による啓発や家庭への連絡など日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

（4）いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく早期に適切な対応をとることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先にして、迅速な対応を行い、解決に向けて学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

○ 具体的な取り組み

- ① 被害生徒や保護者の立場に立ち、いじめ防止対策委員会を中心に詳細な事実確認を行い、情報を共有し、学校全体で組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応するとともに、加害生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。

- ③ 周囲の生徒には、見て見ぬふりをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じであることを理解させ、誰かにいじめを知らせる勇気を持つように伝える。
- ④ 被害生徒や保護者に対する支援と、加害生徒や保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤ 校長は、事実関係に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ⑥ 校長は、被害生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱ういじめに関しては、練馬区教育委員会及び警察などと連携して対応する。

(5) 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事案、または生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事案のことである。

- ① 速やかに教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒や保護者の思いや願いを受け止めつつ、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実確認を明確にし、事態の解決にあたる。
- ② 学校で行う調査の状況については、必要に応じて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ③ 必要に応じて、教育委員会の指導の下、警察や児童相談所などとの連携を図る。
- ④ 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同様な事態の再発防止のための必要な取り組みを進める。

(6) インターネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとはパソコン・携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷などをインターネット上の Web サイトなどに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことである。

○ 未然防止

学校での校則遵守、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と連携・協力し指導する。

- ・保護者会や保護者と教職員の会などで情報提供。
- ・毎年全学年生徒及び全学年保護者対象に情報モラル講習会とセーフティ教室を実施。
- ・朝礼での講話指導。
- ・特に、SNSの利用に関しては、教員の指導のもと、生徒同士が話し合っ「SNS学校ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。
- ・夏休みの課題として「SNS家庭ルール」について話し合う機会を作る。

(7) いじめ防止等の取組の点検

年度末に一年間の学校におけるいじめ防止等の取組を自己評価、点検を行うことである。

- ① 教職員による年度末反省において評価・見直しを行う。
- ② 生徒・保護者・地域による学校評価アンケートにおいて評価・見直しを行う。

4. 付則

- ・この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月1日から施行する。
- ・令和2年5月1日 一部改訂。